

## 出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

当院では、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことができます。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険の保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。）を請求いたします。
- 退院時に当院から請求する入院分娩費用の総額が一時金（50万円）の範囲内であれば現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
  - ・ 出産費用が50万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
  - ・ 出産費用が50万円未満で収まった場合は、その差額を保険者に請求することができます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担金が発生しますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この制度を利用なさらず、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことも出来ます。この場合退院後の簡単な手続きで、後日保険者から出産育児一時金（50万円）が支払われます。

### <妊婦の方へのお願い>

- ① この制度の利用は医療保険にご加入されていることが必要です。当院でも保険証を確認いたしますが、保険証に変更があった場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。退院までに有効な保険証のご提示がない場合、この制度はご利用出来ず、出産費用の全額を現金等でお支払いいただくこととなります。
  - ※退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せてご提示ください。（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）
- ② 帝王切開などの高額な保険診療が予定されている方には、高額医療費支給制度があります。加入されている医療保険の保険者にて発行される「限度額適用認定証」を事前にご提示いただくか、限度額適用認定証の「オンライン資格確認システム」利用にご同意いただくことで、退院時の窓口支払が減額されることがあります。

\*\*\*\*\*

以上説明を受け、保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度を

（ 利用します ・ 利用しません ） 令和 年 月 日

保険者名： \_\_\_\_\_

被保険者氏名： \_\_\_\_\_

妊産婦氏名： \_\_\_\_\_

.....

医療機関名： 愛知医科大学病院

出産予定日： 令和 年 月 日

（患者用）